

## 国立大学法人山形大学 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）

2. 内容

目標 1：子の看護休暇制度等を拡充する。

- ①令和4年度、子の看護休暇の対象年齢を未就学から小学校3年生までに拡大する。
- ②アンケート等によるニーズの把握に努め、今後、対象年齢や付与日数の拡大を目指すとともに、不妊治療を受ける職員の休暇制度の新設を検討する。

目標 2：時間外労働時間・休日労働時間を削減する。

- ①毎月の事務協議会において、時間外労働時間の実績を共有する。  
「ノー残業デー」や「ノー残業ウィーク」の導入を継続する。
- ②時間外労働時間の実績を全学で共有することで、更なる短縮を呼びかける。

目標 3：夏季・年末年始等の計画休暇（一斉休業）を実施するなど、年次有給休暇の取得促進に取組み、計画期間内に、常勤職員について、取得日数平均10日以上を目指す。

- ①一斉休業や連休に連続する休暇や記念日休暇など年次有給休暇を積極的に取得するよう、ポスターやホームページ等で促す。
- ②一斉休業の前後は会議等の自粛を促し、休暇の取得促進を図る。
- ③年次有給休暇の取得状況及び今後の課題を、毎年（5月頃）ホームページ上に掲載し、啓発を行う。

目標 4：フレックスタイム制度を導入する。

令和4年度内の事務部における本格導入を目指すとともに、導入後もアンケート等によるニーズの把握に努め、範囲の拡大を目指す。